



# 古代越前国足羽郡の「郡的世界」寸考

渡部 敦寛

A brief study on the *gun-teki sekai* (social conditions in the district) of Asuwa district in Echizen province

WATANABE Atsunori

Chigasaki City Museum, Chigasaki city, Kanagawa prefecture, 253-0006, Japan

**Abstract** Often discussed in recent years, the term *gun-teki sekai* refers to the social conditions of a district. In ancient Japanese local communities, there existed complex webs of historical rule and intertwined relationships between local clans that date back to before the establishment of the Ritsuryō system. *Gun-teki sekai* is a term that refers to the reality of the control of the provincial and district systems, in which multiple powerful clans served as *gunji*, district governors under the Ritsuryō system. Each *gunji* organized smaller clans below them to carry out administrative duties based on such relationships. Recent research is beginning to reveal the multipolar structure of the *gun-teki sekai*.

In this study, the author examines the *gun-teki sekai* through an analysis of the Asuwa district in Echizen province, which is rich in historical materials. As a result, the following four points became clear. First, it is highly likely that the powerful clans who served as district governors in the mid-Nara period were traditional clans with roots in the eastern part of the district. Second, the powerful clans who served as district deputy governors may have been an emerging power. Third, from an archaeological perspective, the eastern part of the district is the traditional area, while the dominance of the western part of the district developed after the establishment of the Ritsuryō system. Fourth, in terms of clan distribution, the clans who served as district governors were distributed over the widest area, followed by those who served as district deputy governors.

**Keywords** *Gun-teki sekai*, *gunji* (district governors under the Ritsuryō system), local powerful clans, clan distribution, Asuwa district, Echizen province

## はじめに

近年、日本古代の地域社会に関する分析においてしばしば用いられる「郡的世界」とは、「複数の郡領氏族が並立し、郡領の地位を競望するような状態、郡司の下にあって、郡雑任として郡務に参画し得るような中小豪族が郡内に存し、大領や少領がそれぞれに彼らを編成して郡務遂行を担うような関係、律令体制成立以前から地方

豪族が構築してきた歴史的な支配の存在を前提にした八世紀の国郡制支配の実相」<sup>1)</sup>であり、その背景には、「郡司を構成する諸氏族の勢力関係、郡内部の地域性や複雑に入り交じる歴史的支配の重層性」、「複雑に交錯する豪族同士の関係」<sup>2)</sup>が介在していたと想定されている。

そもそも、「郡的世界」とは、「既多寺大智度論」の分析に関して、栄原永遠男氏が用いたのが早い例である<sup>3)</sup>。栄原氏は、「既多寺大智度論」の奥書から、播磨国賀茂

郡について、針間国造が、第5・6帙、第7帙、第8・9帙、第10帙の4グループに分かれていたとし、それぞれが次のような「地域小集団」を形成したとみる。

第5・6帙 〈針間国造 — 針間直 — 針間国造 — 播磨直 — 針間国造〉 — 平群朝臣 — 石作連 — 佐伯直

第7帙 〈針間国造 — 針間直〉 — 物部連 — 衣縫造 — 物部連

第8・9帙 〈針間国造〉 — 山直 — 〈播磨直〉 — 山直 — 車持連 — 山直

第10帙 〈針間国造〉 — 民直 — 大野君 — 神田君 — 姦臣

これらの各「地域小集団」の有姓者はそれぞれ部姓者を従えており、これら針間国造氏との関係が深い「地域小集団」以外にも他氏の有姓者と部姓者の縦の関係が存在し、別の「地域小集団」をなし、全体として賀茂郡の「郡的世界」を形成していたとする。

さて、「既多寺大智度論」そのものについては、10巻1帙を単位とし、個人単位ではなく氏族単位での知識であること<sup>4)</sup>、奥書の人名はあくまで願主であって実際の写経者の名は伝えておらず、写経終了後に帙ごとに知識を割り振った可能性のあること<sup>5)</sup>などが指摘されている。また、伝来過程については、既多寺から興福寺、禅林寺などを経て石山寺へ伝来し、近代へ至った過程が復元されている<sup>6)</sup>。

この「既多寺大智度論」において主要な位置を占める針間国造氏・佐伯直氏・山直氏について、それぞれ別個の神話と系譜を有する点で注意を要し、あくまで地縁的な原理による結合とみられる<sup>7)</sup>。針間国造氏が上毛野氏と同祖関係であることは、「既多寺大智度論」に車持連氏・大野君氏という上毛野系氏族が加わっている点<sup>8)</sup>で、注目できる。また、写経事業の核となった既多寺は、殿原廃寺（兵庫県加西市殿原町）である可能性が高く<sup>9)</sup>、同廃寺では丈六仏像（塑像）の頭部の螺髪の一部も出土している<sup>10)</sup>ほか、賀茂郡域最大の横穴式石室をもつ7世紀初頭の鴨谷大塚古墳（加西市鴨谷町）が直線で1kmの距離に位置し<sup>11)</sup>、周辺地域は針間鴨国造勢力圏の中心とみられる<sup>12)</sup>。なお、第10帙をひとつのグループとすることについては疑義も呈されている<sup>13)</sup>。

近年、「既多寺大智度論」を用い、「郡的世界」に近い視点から、磐下徹氏による地方豪族の勢力圏の推定がなされており、播磨国賀茂郡について、理論上7～9ヶ

所の首長層居宅の存在が想定されている<sup>14)</sup>。このような「郡的世界」の議論は、いわゆる「末端官衙」論や「郡家出先機関」論と相通じあう部分が大いであろう。郡家出先機関については、それと豪族居宅との区別を試みた研究もなされているが、豪族居宅と末端官衙や荘家との峻別がなお残る課題とされたり<sup>15)</sup>、抽出した居宅遺跡について「郡内に分置された館など官衙出先施設や、荘園の遺跡が混入している可能性もありうる」と言及されており<sup>16)</sup>、在地社会における郡家以外の拠点については、いまだ明確な判別基準がないと言える。ただし、そもそも判別する必要があるのかという点自体が問われてもよいと思われる。

たとえば、文献史学の立場からは、浅野啓介氏が、集落・居宅・郡家の下部機関の如何を問わず、出土文字資料から公的な機能が抽出できる遺跡を末端官衙とし、そこが売田券の作成・過所木簡の廃棄、春米生産・米の保管などを担い、交通路に近接した立地が多く、2～3里を管轄した可能性を指摘した<sup>17)</sup>。最近でも、有富純也氏による、郡家よりも小規模な行政施設を明らかにする目的からなされた、「大家」「大宅」墨書土器を複数点出土した遺跡の分析がある<sup>18)</sup>。他方で、考古学の立場からも、井上尚明氏が多様な地方官衙と居宅について検討を加え、地方の官衙関連遺跡・末端官衙について、その複合的機能を重視している<sup>19)</sup>。最近では、津野仁氏が、下野国芳賀郡について、エリアごとの官衙と居宅の並存を跡づけている<sup>20)</sup>。

「郡的世界」の構造そのものについては、最近、森公章氏によって検討が進められている。森氏の場合にもまず、郡内に複数の拠点が併存したと考えられる状況について多くの事例を挙げて検証し、「郡的世界」の総体としての郡家の機構を検討する場合には、こうした郡家本体の周辺、さらには郡内各所に存する諸施設にも目配りしておくことが必要である<sup>21)</sup>、その後、郡家出先機関が分掌した郡家の機能として、①種籾の管理・播殖を含む勸農、②布の織成などの郡家の殖産興業的側面、③土地の管理・把握、④労役の差配・管理などがあったことを跡づけ、郡・郷・保などの徴税単位から構成される中世的郡郷制が、律令制下の国郡制支配の実態たる「郡的世界」における郡内支配の分掌体制の中に胚胎していたとする見方を提示した<sup>22)</sup>。

「郡的世界」の分析に関して重要であると考えられる視点は、越後国古志郡において、大領と少領が別々の拠点にいた可能性のあることである<sup>23)</sup>。すなわち、四面廂建物の存在する八幡林官衙遺跡（新潟県長岡市）は、当該遺跡か

ら出土した24号木簡「長官尊」や32号木簡「上大領殿門」などの文字資料から、郡庁とは異なる大領の拠点であったと考えられる。郡領氏族が複数の豪族から構成される事例としては、駿河国駿河郡（大領・壬生直氏、少領・金刺舎人氏）、越前国足羽郡（大領・生江臣氏、少領・阿須波臣氏）などが知られている<sup>24)</sup>。

既往の研究によって、「郡の世界」が決して郡家のみ収斂させることのできない多極構造をもつことは次第に明確化しつつあると考えられるが、地域史研究の視角（個別的、具体的地域の動態を明らかにしようとする視座）からの分析はまだまだ必ずしも充分になされているとは言えない。特定の地域に即して、「歴史的支配の重層性」を前提として「複雑に交錯する豪族同士」の関係を明らかにするために、まずは、比較的文献史料に恵まれ、かつ考古学的知見も蓄積されつつある越前国足羽郡を例にとって検討したい。

## 1 古代越前国足羽郡の郡領氏族

古代の越前国足羽郡は、初期荘園関係の史料に恵まれており、他地域に比べて文献史料に即した地域的分析が行いやすいことに加えて、複数の郡領氏族が並立していたことが明らかな事例である。森公章氏における「郡の世界」論のなかでも、大領・生江臣東人は親東大寺派であったのに対して、少領・阿須波臣東麻呂は「勅旨田専当」でもあり東大寺領荘園の展開を抑制する立場にあって、「郡領間の隔意」が生じていたとされる<sup>25)</sup>。東人は造東大寺司史生としての前歴がある一方で<sup>26)</sup>、東麻呂の位階は外従八位下であり、選叙令郡司条の初叙規定に合致しているため、一貫して在地で活動していたと考えられる<sup>27)</sup>。

また、浅野啓介氏は、越前国足羽郡について、大領・生江臣東人は道守村に、少領・阿須波臣東麻呂は栗川村に、それぞれ別々の影響力を有していたことを指摘しており<sup>28)</sup>、郡内の支配構造が決して単純なものではないことが明らかとなっている<sup>29)</sup>。大領・生江臣東人の私功力で溝が開削された道守村（東南院文書2-172頁）の場合、墾田の売買にあたって、「郡が正式な売買文書を作成しようとせず、郡領の署名がなくても、生江臣氏が関わるだけで売買が成立した」状況を読み取ることができ、その一方で、同郡内の栗川村の場合、田領・別竹山など少領・阿須波臣東麻呂の影響力が強く働いていた（東南院文書2-174頁）のである<sup>30)</sup>。大領・生江臣氏と少

領・阿須波臣氏は、一郡内に異なる勢力圏をもったと考えられるべきであり、越後国古志郡の事例を踏まえれば、郡領が異なる拠点にいた可能性も充分に考えられる。

そもそも、生江臣氏については、『古事記』孝元段に、「次葛城長江曾都毘古者、玉手臣、的臣、生江臣、阿芸那臣等之祖也」、『新撰姓氏録』左京皇別上に「生江臣、石川朝臣同祖。武内宿祢之後也。日本紀漏」とあり、武内宿禰後裔系譜に位置づけられている。佐伯有清氏によれば、人名の分布状況を鑑みるに、当該氏族をいま問題としている越前国足羽郡の生江臣氏と同族であるとみて問題ない<sup>31)</sup>。系譜加上の時期については、それを6世紀代における蘇我氏と越国との関わりによるものと捉える解釈もあるが<sup>32)</sup>、確かな根拠にもとづく見解とは思われない。また、そもそも東人が造東大寺司史生として在京経験があったように、中央での活動が認められる氏人もおり、なかでも世人に「越優婆夷」と呼ばれた生江臣家道女も足羽郡人であった<sup>33)</sup>。『日本後紀』延暦15年(796)7月辛亥条には、「生江臣家道女、遁送於本国。家道女、越前国足羽郡人。常於市塵、妄説罪福、眩惑百姓。世号曰越優婆夷」とあり、また、天平勝宝9歳(757)5月2日「生江臣家道女本願経貢進文」<sup>34)</sup>から、聖武の一周忌に、彼女が母・大田女とともに、『法華経』100部800巻、『瑜伽論』1部100巻を東大寺へ献上したことが知られる。また、時代は降り、『今昔物語集』巻17-47において吉祥天を信仰して富貴を得たとされる越前国の生江世経は加賀掾であり<sup>35)</sup>、平安期も地方官人を輩出する家系として生江氏が存続していたことが知られるとともに、奈良時代段階の生江氏の人物には経師や写経生も含まれており<sup>36)</sup>、この一族における仏教信仰の篤さを看取することは必ずしも誤りではないであろう。

佐伯氏は、足羽郡の江上郷・江下郷（前者は『和名類聚抄』に、後者は正倉院文書に見られる）が「生江」に因むと思しいこと、そして、おそらく「道守村開田地図」に「的江里」が見えることを根拠として、「生江」が福井県足羽郡社村一帯（現・福井市南西部の日野川右岸地帯、旧道守荘域）であったとする<sup>37)</sup>。ただし、「生江」の比定地については必ずしも明らかではない。江上郷の位置については、『福井県史』は、吉田郡松岡町芝原（現・永平寺町）一帯とし、『福井市史』もそれに準じ、『日本古代氏族人名辞典』は松岡町芝原もしくは福井市江上町付近に比定するものの<sup>38)</sup>、松岡町芝原説については、青木豊昭氏が指摘するとおり、『正保郷帳』の「芝原江上村」

は、「芝原郷上村」の誤りであって、『正保郷帳』は「郷」の草書体を「江」と読み違えたものに過ぎないとみるべきであろう<sup>39)</sup>。

佐伯氏の推定に従えば、江上郷・江下郷の位置は、「生江」の地名の所在地、ひいては生江臣氏の中心的な居住域とも関わるであろうが、生江臣氏の本貫地については、それを足羽川上流域の酒生地区周辺に求める見解が根強い。たとえば、1971年7月に発掘調査が実施された、現段階においても足羽郡域における唯一の初期寺院であり、塔心礎や礎石、塔基壇、瓦などが確認されている篠尾廃寺<sup>40)</sup>について、それを生江臣氏の氏寺とみる向きもある（『福井県史』『福井市史』）。寺域や建物配置の推定は困難であり、南面の伽藍配置である。さらには、北側に吉野岳を背負っており、周辺には、酒生古墳群や原目古墳群、二本松山古墳、春日山古墳、泰遠寺山古墳、松岡古墳群、成願寺・荒木両古墳群、篠尾古墳群などが集中しており、吉野岳と足羽川を挟んで対岸（南側）の御

茸山でも御茸山古墳群が確認されており、周辺は古墳時代から既に開発が進んでいた地域とみることができる。

この酒生地区と生江臣氏との関わりについては、青木豊昭氏の見解に改めて注目したい<sup>41)</sup>。青木氏は、第一に、古代史料上の生江氏が在住郷が明確な者は越前国足羽郡江下郷に多いこと（史料上の生江氏45名中36名が越前国、足羽郡は28名、足羽郡内で在住郷が明らかな者12名中5名までが江下郷）、第二に、長屋王家木簡に「生江下里」からの俵付札があることから足羽郡の江上郷・江下郷は生江の地を上・下に分割した里（郷）名と考えられること、第三に、「道守村開田地図」の「生江川」（現・足羽川）の上流（現・福井市酒生地区、東郷地区）が古代の生江と考えられること（「道守村開田地図」の「味間川」（現・日野川）の名称の由来が上流の今立郡（丹生郡）味真郷（旧・武生市味真野地区、現・越前市）であることを論拠とする）、第四に、近世段階に「上之江」「下之江」「上ノ郷」「下ノ郷」の称があった現・

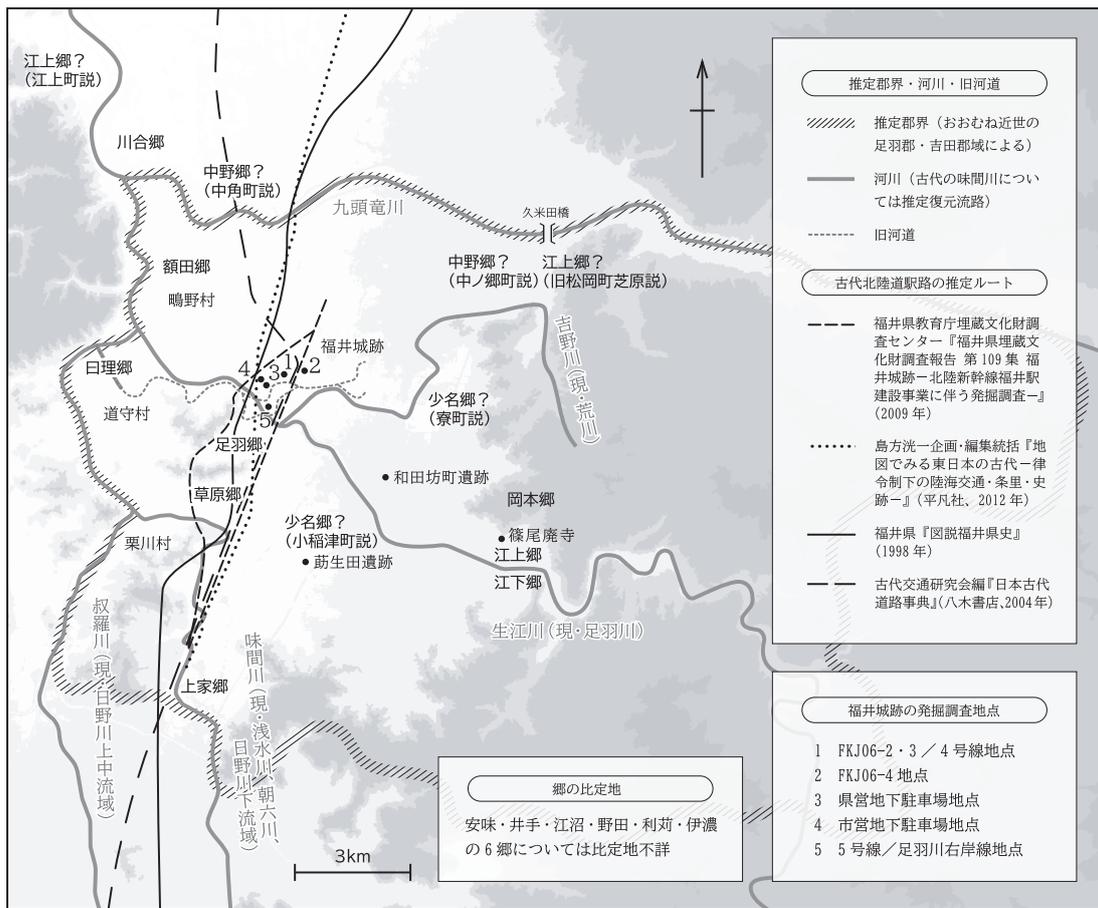


図1 古代越前国足羽郡の郡界・河川・官道・郷・主要遺跡  
 （「色別標高図」（国土地理院）を加工して作成）

福井市酒生地区、岡保地区、和田地区が古代の生江の地である妥当性が高いことを指摘したうえで、生江臣氏の本拠は足羽川上流の生江（現・福井市酒生地区、岡保地区、和田地区）に求められるとし、当該地域の酒生・御茸山古墳群を生江氏の奥津城、篠尾廃寺を同氏の氏寺、和田防町遺跡（図1参照）を同氏の拠点と推定している。酒生古墳群は、4世紀～7世紀中頃の古墳約330基から構成され、前方後円墳4基と前方後方墳1基を含み、御茸山古墳群は約160基、前方後円墳4基と前方後方墳1基を含むが、首長墓の系列としては、5世紀中頃に酒生古墳群から御茸山古墳群へ移動する。また、和田防町遺跡は、8世紀代において足羽川右岸でも規模の大きな遺跡であり、篠尾廃寺と共通の瓦も出土している。

なお、生江臣氏については、それを律令制下における新興勢力と解する向きもある。森公章氏は、大領・生江臣氏と少領・阿須波臣氏との歴史的な関係性について、「郡名から推すと、阿須波臣の方が古族で、立評ないし郡制施行当初は序列が逆であったかもしれない」<sup>42)</sup>、「元来は足羽郡の名称と合致する阿須波臣の方が古族と考えられる」<sup>43)</sup>と繰り返し述べているほか、角鹿尚計氏は、生江臣氏の奥津城を天神山古墳群（酒生古墳群内）と見なしてその本拠地を酒生古墳群・篠尾廃寺周辺に求めつつも、足羽郡においては新興の勢力であるとし、さらに8世紀以降は足羽川下流と推定する江上郷・江下郷（福井市江上町説に立脚）へ移ったと捉える<sup>44)</sup>。しかし、森氏の見解は単にウヂ名による類推に過ぎない。郡名や国名を負うウヂ名については、たとえば、郡レベルでは武蔵国入間郡の物部直広成の入間宿禰氏への改賜姓<sup>45)</sup>や、国レベルでは武蔵国造に任じられた丈部直不破麻呂の武蔵宿禰氏への改賜姓<sup>46)</sup>など、古い段階では部姓を称していた勢力が、郡領への就任などを契機として、郡名氏族への改賜姓に預かり、「足羽臣」を称した可能性も否定し切ることではできないであろう。美作国大庭郡における白猪臣氏の大庭臣氏への改賜姓<sup>47)</sup>もまた、郡内氏族が後次的に郡名氏族への改賜姓にあずかった事例とみることができよう。くわえて、角鹿氏の推測もまた、後述する阿須波神や郡名を踏まえた解釈に過ぎない。

生江臣氏の古さを示す可能性のある事例として、ここではさしあたり、尾張国山田郡人である生江臣安久多に注目しておきたい。安久多は、天平勝宝元年（749）5月、尾張国分寺への知識物の献納により、外従七位下から外従五位下へ昇叙している<sup>48)</sup>。越前国外における生江

氏の分布は寡少な事例であり、越前国の豪族がなぜ尾張国に分布しているのか、その移住の要因をどこに求めるべきか、問題となる。両地域の政治的結合の契機については、可能性のひとつとして、継体天皇と尾張連氏との紐帯<sup>49)</sup>を想定しておきたい。献物叙位によって五位に連なることが可能であるほど富貴な地方豪族であった尾張の生江臣安久多は、一朝一夕に土着した者ではなく、相応の歴史的経過を考慮すべきであろう。天平神護3年（767）5月、安久多と同様に、尾張国分寺への献物により叙位にあずかった尾張国海部郡主政・刑部岡足<sup>50)</sup>について、「刑部氏の財力は、張りめぐらされた一族のつながりと、それによる在地における住民支配を措いてはありえない」と位置づけられていること<sup>51)</sup>と類似の状況を、尾張国山田郡の生江臣氏の場合にも想定できるのではないだろうか。

尾張国山田郡の生江臣氏については、越前の生江臣氏が「いったん、京畿内に居住し、子孫が当地に移り住んだのかも知れない」とする見方も示されているが<sup>52)</sup>、郡領層である可能性、山田郡内の8世紀前半創建の小幡花ノ木廃寺の造営主体が尾張国分寺との関係より安久多である可能性なども示されており<sup>53)</sup>、何より東三河地域の徳国造が「国造本紀」において生江臣氏と同祖とされることも看過できない<sup>54)</sup>。かかる尾張の生江臣氏や三河の徳国造と越前との関係については、従来明確な説明がなされていないと思われるが、注目できることは、尾張国域を代表する国造氏たる尾張氏についても、越前国坂井郡海部郷の尾張諸上の存在や「国造本紀」における丹波国造と尾張国造との同祖関係など、日本海の海上交通との関わりが想定できる点である<sup>55)</sup>。おそらく、継体天皇擁立へと結実する東海地方と北陸地方との地域間交流のなかで、越前地域の在地豪族が尾張などの地域に根深く関与する契機をもち得たものと考えたい<sup>56)</sup>。もしその仮定が妥当であるとすれば、生江臣氏は、継体天皇推戴勢力として積極的に評価する必要があると同時に、6世紀段階には既に越前地域において一定の勢力を保っていたとみることができる。

先の青木氏の見解にもとづけば、生江臣氏は、尾根筋に古墳群が集中する吉野岳を北側に背負い、足羽川が福井平野へと流れ込む「生江」の伝統的な地域に根ざしていた。生江臣氏自体が古墳時代の諸勢力そのものと直接的に続くか否かは別として、少なくともその地域の伝統性を負っており、同氏における仏教信仰も鑑みるに、篠尾廃寺を造営した氏族であったとみてよいと考えられる。

他方で、阿須波臣氏については、『新撰姓氏録』末尾の「不

載姓)に「足羽臣」が見られ、光仁朝段階では、足羽臣真橋が従五位下に<sup>57)</sup>、女官の足羽臣黒葛も外従五位下に<sup>58)</sup>、それぞれ叙されている。阿須波(足羽)臣氏について捉えるうえで式内社である足羽神社の存在は、郡名とも関わり、重要であろう。角鹿尚計氏は、原足羽神社の祭神を、比定足羽神社の現祭神である継体天皇や座摩五神ではなく(それらの祭神化は近世段階と論証)、足羽(阿須波)氏の氏神としての阿須波神であると推定している<sup>59)</sup>。しかしながら、阿須波神については、『古事記』の大年神系譜や延喜式の宮中神のほか、『万葉集』巻20-4350番歌<sup>60)</sup>の事例などから、一地方氏族の氏神ではなく、より一般性の高い宅神・屋敷神の性質をもつ神格<sup>61)</sup>と捉えておく必要があると考えられる。

## 2 考古学上の古代越前国足羽郡

ところで、近年、福井駅周辺の福井市街地の発掘調査が進展している。福井城跡(地下駐車場、奈良時代の下層遺構)は、7世紀末～8世紀前半を中心とする時期とし、その中心建物SB01は6×3間(14.8×6.5m、50×22尺)、96.2㎡の南北棟掘立柱建物(方位N2.5°W)であり、「越前地域においても極めて大きい部類」、「越前地域において最大級の規模を誇る建物」とされ、SB01を含む方位N2～3°Wの建物群は一連の計画のもとに建設されたと考えられている<sup>62)</sup>。当該遺構については、「足羽郡内の豪族のなかでも有力な豪族関連居宅」と評価され、古代の越前国足羽郡足羽郷についても、軟弱地盤の湿地帯である足羽川南の福井平野南部一帯や狭隘な足羽山北側地域に対して、福井城跡周辺の現在の福井市街地中心部の足羽川北側地域が古代の遺跡も展開する安定した平野であることを根拠に、福井城跡周辺を越前国足羽郡足羽郷に比定し、当該地域における遺跡の広がりから、「複数の有力者の活動拠点」が存在する「都市的機能」が想定されている<sup>63)</sup>。また、福井城跡(FKJ06-2・3・4)は7世紀中葉～10世紀初頭の遺構であり、その最盛期は9世紀中葉であるが、区画溝の存在、建物規格、豊富な土器の器種、都周辺のみならず流通する土器(緑釉陶器の素地や赤彩土師器など)などから、「現状における足羽郡内で調査された遺跡のなかでも最も官衙の様相を備えている」と評価されている<sup>64)</sup>(図1参照)。

以上の調査成果を踏まえ、釘谷紀氏は、足羽郡域では7世紀中葉に経営拠点や物流施設が出現するなかで、足羽郡域東部は古い要素を残し、西部が新しい段階へ移行

しており、足羽郡域西部が「中心部」、東部が「周辺部」という状況が現出すること、それと同時に、郡名と郡名成立時の郡領氏族<sup>65)</sup>との関連性を踏まえると、篠尾廃寺が生江臣氏の氏寺であるとする通説的理解ではなく、篠尾廃寺=足羽臣氏の氏寺とみるべきであることから、「西の足羽」「東の生江」という構図は成立しがたいこと、かつまた、足羽臣氏と生江臣氏とは、吉野川(足羽川の支流、現・荒川)によって南北に分かれる勢力であって、福井市街地は両氏が勢力圏を接する地域であると推定した<sup>66)</sup>。

仮に足羽臣・生江臣両氏がともに足羽郡域北部、特に足羽川北側地域に勢力圏の中核を置いたとすると、それらの中核的拠点と、釘谷氏自身によって「豪族居宅」と評価された、郡域東部中央に位置する和田防町遺跡や南部に位置する筋生田遺跡(図1参照)、また、東部の山裾に位置する初期寺院の篠尾廃寺など、郡域内に点在する拠点的な施設と、足羽臣・生江臣両氏の勢力圏との関係性が問題となろう。釘谷氏における生江臣氏の本拠地の推定根拠は、主として、足羽郡域北部の高柳遺跡から「生江」墨書土器が出土していることに重きを置いているように思われるが、「生江」墨書土器は、生江氏に属した人びとの後次的な移動によっても招来され得るものであろう。むしろ、福井城跡を含む福井市街地の古代における中核的機能は、北陸道駅路という官道およびそれと連動した評家(郡家)の成立という7世紀後半段階における時代的要請のもとに初めて生起し得たのではないだろうか。未発見の足羽郡家の所在地を現在の福井城跡周辺に求めることは、遺跡の分布密度からしても必ずしも不合理ではないと考えられるが、足羽郡における郡域西部の優位性は、いみじくも釘谷氏自身が指摘するように、律令体制の成立と連動して惹起された現象であり、官道・官衙の成立を前提として把握する必要がある。したがって、その段階以降に、郡郷行政の中心となる郡域北部に足羽臣・生江臣両氏が進出するという事態は、ごく自然な現象であると考えられる。

一方で、和田防町遺跡や筋生田遺跡は、そうした現象が本格化する以前の7世紀前半段階から遺跡の存続が認められるのであり、郡域に存在した地方豪族の旧来からの拠点と捉える理解を積極的に阻む要因はない。正倉院文書の分析より、足羽郡域南東部の栗川村において足羽臣氏の強い影響力が認められることからすれば、筋生田遺跡を射程に含む郡域南東部が足羽臣氏の勢力圏で

あった可能性は高い。ただし、仮に 8 世紀中頃の段階において郡域南東部に足羽臣氏の拠点的な場が認められるとしても、それはたとえば、元来、足羽山やその麓の足羽神社近辺に依拠していた中小規模の勢力が、郡郷行政との結合などを契機とし、後次的に郡域南東部に進出した可能性も、当然のことながら考え得るであろう。

以上のことから、古代の足羽郡域について考古学的知見として把握しておくべき数少ない事柄は、

- 一、評制施行以前の段階から郡域東部に豪族の拠点が存在したらしいこと、
- 二、官道・官衙の成立を前提として、郡域西部（特に北側）に新たな中核が形成されたらしいこと、
- 三、その一方で、豪族の氏寺（初期寺院）は、官道から距離のある東部の山地の山裾に形成されたこと、

のおもに三点である。さらに付け加えるなら、郡域西部や南部の開発は、初期荘園の成立に連動してなされた可能性が高いこともまた、考慮に入れる必要がある。このような趨勢に、足羽臣氏や生江臣氏といった郡内豪族がどのように関与していたのかということについては、初期荘園との関連性からすれば、西部の開発に生江臣氏が、南部の開発に足羽臣氏がそれぞれ強い影響力を発揮したことは窺われる。しかし、ここで何より重要な点は、複数の在地勢力の動向のなかで、おおむね律令体制の成立に連動して郡域北西部の優位性が確立したという点である。そして、そのように新たに成立した中心性のもとでも、和田防町遺跡や舩生田遺跡など、郡域東部に目立つ旧来からの拠点的な場は、その命脈を保ち、律令制下を生き続けたという点である<sup>67)</sup>。そのような点にこそ、古代越前国足羽郡の「郡的世界」を認めることができよう。

### 3 古代越前国足羽郡の氏族分布

最後に、氏族分布から、足羽郡における「郡的世界」について検討しておきたい。足羽郡域においては、合計 159 名の人名が明らかとなっている<sup>68)</sup>。そのうちウヂ名が判明する者は 141 名であり、カバネの有無も含めて 58 種となる。各氏族がいずれの郷に分布しているかを整理すれば、表 1・2 のとおりとなる。

そのほか、所属郷が不明である氏族として、阿須波臣氏、荒田氏、五十公氏、出雲部氏、榎本氏、大宅氏、音太郎氏、川辺氏、勝部氏、田中氏、槻本公氏、鳥部連氏、古市氏、益田連氏が残るが、これらの多くは郡司や郡雑

表 1 古代越前国足羽郡における郷別氏族分布 (1)  
複数の郷に分布する氏族

ウヂ名	分布郷数	郷名
生江氏・生江臣氏	5 郷	少名郷・江下郷 (* 1)・中野郷・岡本郷・日理郷
足羽氏	4 郷	安味郷・足羽郷 (* 2)・江上郷・日理郷
刑部氏	4 郷	草原郷・井手郷・岡本郷・川合郷
物部氏	4 郷	額田郷・草原郷・井手郷・中野郷
梶氏	3 郷	足羽郷・江上郷・伊濃郷
漢人氏	3 郷	額田郷・少名郷・川合郷
秦氏	3 郷	足羽郷・上家郷・伊濃郷
粟田氏	2 郷	岡本郷・野田郷
車持氏	2 郷	草原郷・野田郷
道守氏・道守臣氏	2 郷	草原郷・岡本郷 (* 3)
別氏	2 郷	野田郷・上家郷 (* 4)
丸部氏	2 郷	安味郷・上家郷

\* 推定される中心的な居住域を示している。推定根拠は下記のとおりである。

- (\* 1) 生江氏・生江臣氏 (江下郷) は、「越優婆夷」家道女とその母・大田女の出身郷であることから。
- (\* 2) 足羽氏 (足羽郷) は、ウヂ名と郷名の一致、および分布の確証から。
- (\* 3) 道守氏・道守臣氏は、郡下任・徳太理 (床足) が岡本郷戸主であることから。
- (\* 4) 別氏は、田領・竹山のほか複数名が上家郷の住人であることから。なお、別氏に関連して、足羽郡の式内社・分神社 (福井市脇三ヶ町 40-18) の存在は注目に値する。同社については、現在地への遷座は明治 2 年 (1869) のことだが (明治 12 年 (1879) 『神社明細帳』)、旧社地も脇三ヶ村を大きく離れないようであり (角鹿氏註 (35) 論文)、その立地は、酒生古墳群の南、足羽川を隔てて相対する位置となる。社名とウヂ名との一致から、看過できない点である。

表 2 古代越前国足羽郡における郷別氏族分布 (2)  
単独の郷にのみ分布する氏族

郷名	分布氏族数	ウヂ名
上家郷	7 氏族	伊宜部氏、磯部氏、忌部氏、私部氏、野於氏、秦前氏、山守氏
伊濃郷	5 氏族	伊宜氏、佐味氏、舎人氏、丹生人氏、日奉氏
草原郷	4 氏族	宇治氏・宇治連氏、酒部氏、蘇宜部氏、中臣部氏
野田郷	4 氏族	角氏、鳥部氏、額田氏、依羅氏
少名郷	2 氏族	丈部氏、三野氏

任であり、その存在を窺い知ることのできる史料の性格上、本貫地が不明となる。

もとより、史料の制約のため、ここで整理した分布も、人口約 17,000 人を擁したとも推定できる古代の足羽郡にあって、氷山の一角しか捉えることができていない可能性は大きい。さしあたり単独の郷にのみ分布が認められる氏族は、郡内におけるその広がりや乏しさを踏まえると、そもそも在地性が薄いことも考えられ、それらの氏族が集中的に分布している郷（表 2 参照）については、外来集団が移住しやすい環境、開発によって新たに成立した集落などであった可能性も想定しておくことができよう。そして何より注目すべき点は、これも決して実態を捉え切れていない恐れは多分に含みつつも、大領・生江臣氏が郡内において最も広い分布域をもっており、少領・阿須波臣氏（足羽氏）がそれに次ぐという状況（表 1 参照）であり、このことは古代の「郡的世界」を把握するうえで示唆的であると考えられる。すなわち、郡領氏族は、郡内の特定地域に固まって存在していたのではなく、濃度の偏りを含みながらも、郡内に面的に広がっていた可能性が高いということである。こうした観点は、かつて「既多寺大智度論」より抽出された播磨国賀茂郡における 4 つの「地域小集団」のいずれもが針間国造氏に代表されていた状況とも合致するであろう。

## おわりに

以上の検討より、越前国足羽郡の「郡的世界」について、第一に、郡領層の生江臣氏は郡域東部に根ざす伝統的な豪族であった可能性が高いこと、第二に、同じく郡領層である阿須波臣氏は新興勢力であった可能性があること、第三に、考古学上、郡域東部は伝統的な地域であるのに対して、郡域西部の優位性は律令体制成立以降に確立するという点、第四に、氏族分布上、生江臣氏が最も広域に分布し、阿須波臣氏（足羽氏）がそれに次ぐこと、などを明らかにすることができた。

かかる状況の背景には、当該地域における立評以降の地域固有の動向、すなわち、北陸道駅路の成立を契機とした在地諸勢力の個別具体的な変動を想定することができよう。大化前代の国造・伴造的支配から、孝徳朝の天下立評を転換点とし、諸地域において官道・官衛の成立を背景としながら、固有の地域再編が進んだと考えられる。そのひとつの到達点であり、8・9 世紀以降の歴史的展開のなかでなお流動的に変化しゆく在地の支配秩序

として、「郡的世界」を捉えることができるのではないだろうか。そこにおいて決定的に重要な役割を果たしたのは、やはり立評という史的事象である。評制の成立過程については、これまでも既に多くの視点から検討が重ねられてきたが<sup>69)</sup>、ここでは最後に、近年の注目すべき研究成果について東国を中心に取り上げて論点を整理し、今後の評制や「郡的世界」の研究の深化へ向けた筋道を明らかにしておきたい。

たとえば、上野国域東部（東毛地域）では、立評以前の段階において勢多郡域南部と佐位郡域北部地域が同一の文化圏（赤城山南麓の大室古墳群と本関町古墳群内の首長墓・一ノ関古墳との近縁性など）であったとみられ、その後も、十三宝塚遺跡（佐位郡域）と上西原遺跡（勢多郡域）の類似性、須恵器窯の構築、火葬墓の分布状況のほか、勢多郡域での「檜」墨書土器の出土などから勢多郡司（上毛野朝臣氏）と佐位郡司（檜前部君氏）も非常に近い関係にあったと考えられ、評制施行にともなう地域再編のなかで便宜的に分割された可能性が指摘されている<sup>70)</sup>。

また、西毛地域では、いわゆる上野三碑のうち、山上碑に見える「佐野三家」について、近隣の「緑野屯倉」<sup>71)</sup>が緑野評となるのに対し、佐野地域（群馬県高崎市下佐野町・倉賀野町周辺）は佐野評としては立評されず、車評・片岡評へ分割されたと考えられる<sup>72)</sup>。このことは、東山道駅路が佐野地域よりも北側の片岡評・車評の中心域に成立し、在地の交通体系に決定的な変化がもたらされたであろうことと関連しよう<sup>73)</sup>。金井沢碑に見える多胡郡（旧片岡郡）山部郷の三家氏が山上碑の「健守命」に連なる氏族であるとすれば、自己の一族の誇りを評造や郡司への就任ではなくミヤケの管掌者たることに求めざるを得なかったわけであり、ここでもまた、立評や官道・官衛の成立を契機とした在地勢力の動揺を看取できることとなる。

立評をめぐる地域固有の様相は、越後国古志郡でも確認できる。同郡域では、八幡林官衛遺跡を中心とする信濃川水系の越後平野側と、箕輪遺跡（新潟県柏崎市）を中心とする鯖石川・鶴川水系の柏崎平野側という、山地により隔てられた二つの異なる地域から構成されており、後者の地域は 9 世紀前半に三嶋郡として分割されるが<sup>74)</sup>、大化前代のミヤケに由来した名称である可能性が高い郡内の式内社・三宅神社の候補地は、いずれも越後平野南端の信濃川と魚野川が合流して平野部へと流れ

込む位置にあり<sup>75)</sup>、律令制下、八幡林官衙遺跡や箕輪遺跡など日本海側に近い地点に中心が位置する状況とは様相の異なることが想定される。この場合も北陸道駅路の成立を契機とした従来の交通体系や在地秩序の変化、地域再編を看取できるであろう。

以上の知見からは、山陽道を事例として領域編成の本質を道に求める見解<sup>76)</sup>が想起される。

評制の成立については、概説的に、「立評以後、各地域の豪族の権限や経済基盤が平準化され、地方支配の仕組みが面的に波及していく過程」と述べられる場合<sup>77)</sup>や、「七世紀なかばから地域民衆の集住地＝ムラを核として次第にコオリを措定し、まとまりごとに郡域を定めたと考えられる」と触れられること<sup>78)</sup>がある。7世紀後半における評制の成立過程について、そうした見解は確かに事実の一面を捉えてはよいが、しかし諸地域ごとの固有の事情に応じて、そのような「平準化」から取りこぼされたもの、それが馴染まなかった部分が必ず残存したはずであり、そのことは『和名類聚抄』国郡部段階においてもなお郡の等級の偏差が大きいことから窺い知れる。律令国家体制下、あるいはそこへ向かっていく過程における諸地域の個性を剔出することこそ、日本古代地域社会史研究の本質的な課題があると考えられる。

## 注

- 1) 森公章「郡的世界」と郡家の機構—武蔵国入間郡を中心として—(佐藤信編『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版社、2017年)、59頁。
- 2) 森公章「古代出雲国と「郡的世界」の実像」(同『古代郡司と郡的世界の実像』同成社、2024年、初出2019年)、227～228頁。
- 3) 柴原永遠男「郡的世界の内実—播磨国賀茂郡の場合—」(大阪大学文学部紀要『人文研究』51-2、1999年)。
- 4) 佐藤信「石山寺所蔵の奈良朝写経—播磨国既多寺知識経『大智度論』をめぐって—」(同『古代の遺跡と文字資料』名著刊行会、1999年、初出1992年)。
- 5) 柴原永遠男「大智度論と賀茂郡人」(小野市史編纂専門委員会編『小野市史 第一巻 本編 I』小野市、2001年、第三章第三節1)。
- 6) 中林隆之「賀茂郡で写された経典—既多寺大智度論—」(加西市史編さん委員会編『加西市史 第一巻 本編 1 考古・古代・中世』加西市、2008年、第二章第四節三)、吉川聡「石山寺一切経「大智度論」の基礎的研究」(石山寺文化財総合調査団編『石山寺資料叢書 史料篇第三』法蔵館、2010年)。
- 7) 今津勝紀「日本古代の村落と地域社会」(同『日本古代の税制と社会』塙書房、2012年、初出2003年)、同「古代の黎明」(加

- 西市史編さん委員会編前掲注6)書、第二章第一節)。
- 8) 中林隆之「播磨国と上毛野系氏族」(坂江渉編『風土記からみる古代の播磨』神戸新聞総合出版センター、2007年)。
- 9) 藺田香融「地域社会と仏教」(兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史 第1巻』兵庫県、1974年、第七章第四節4)、三舟隆之「既多寺知識経」と氏寺」(篠川賢編『日本古代の氏と系譜』雄山閣、2019年)。
- 10) 中林前掲注6)論文。
- 11) 今津勝紀「既多寺大智度論と針間国造」(柴原永遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家史論集』塙書房、2010年)。
- 12) 岡田精司「播磨国既多寺の知識経について」(『兵庫県の歴史』11、1973年)。
- 13) 今津前掲注7)・11)論文。
- 14) 磐下徹『郡司と天皇—地方豪族と古代国家—」(吉川弘文館、2022年)、同「文献史料から考える古代集落」(独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所編『奈良文化財研究所研究報告 第37冊 第26回古代官衙・集落研究集会報告書 古代集落の構造と変遷3』、2023年)。
- 15) 石毛彩子「古代豪族居宅の構造—官衙・集落との比較から—」(独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所編『古代豪族居宅の構造と機能』2007年、初出1998年)。
- 16) 山中敏史「地方豪族居宅の建物構造と空間構成」(奈良文化財研究所前掲注15)書)、101頁。
- 17) 浅野啓介「日本古代の末端官衙と木簡」(『木簡研究』37、2015年)。
- 18) 有富純也「日本古代のオホヤケと地域社会」(『歴史学研究』1028、2022年)。
- 19) 井上尚明「多様な地方官衙と庄家・居宅」(江口桂編『考古調査ハンドブック 11 古代官衙』ニューサイエンス社、2014年)。
- 20) 津野仁「芳賀郡の地域支配」(同『古代の生産と地域支配』同成社、2024年)。
- 21) 森前掲注1)論文、63頁。
- 22) 森前掲注2)論文。
- 23) 相澤央「八幡林遺跡と郡の支配」(同『越後と佐渡の古代社会』高志書院、2016年、初出1998年)、森公章「木簡から見た郡家出先機関と地方支配の様相」(同前掲注2)書、初出2015年)。
- 24) 森前掲注1)・2)論文。
- 25) 森前掲注2)論文、引用は240頁。一方で、小口雅史「初期庄園の経営構造と律令体制」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集 上巻』吉川弘文館、1984年)は、生江臣東人が東大寺の寺田経営に消極的な立場であったとみている(584頁、596頁)。ただし、やはり東人の親東大寺派としての性格を認める立場もある(たとえば、亀田隆之『日本古代用水史の研究』(吉川弘文館、1973年)など)。
- 26) 森公章「生江臣東人—東大寺領の開発—」(同『地方豪族の世界—古代日本をつくった30人—』筑摩選書、2023年)。
- 27) 森前掲注2)論文。
- 28) 浅野啓介「郡内支配の様相—古代庄園と郡符木簡からみた—」

- (佐藤信編『史料・史跡と古代社会』吉川弘文館、2018年)。
- 29) 大洞真白「越前国足羽郡司に関する一考察」(『続日本紀研究』291、1994年)、大町健「律令国家と村落首長制」(吉田晶編『日本古代の国家と村落』塙書房、1998年)。
- 30) 浅野前掲注28) 論文、引用は424頁。
- 31) 佐伯有清「左京皇別上」(同『新撰姓氏録の研究 考證篇 第一』吉川弘文館、1981年)。
- 32) 坂本太郎・平野邦雄編『日本古代氏族人名辞典』(吉川弘文館、1990年)。
- 33) 森公章「越優婆夷一仏教信奉の利益一」(同前掲注26) 書)。
- 34) 『大日本古文書』12 - 294頁(正倉院文書続々修15帙8)。
- 35) 角鹿尚計「生江氏の氏神」(同『日本古代氏族の祭祀と文献』岩田書院、2021年、初出1998年)によれば、『今昔物語集』の生江世経は、近世の史料である「越前国絵図」に「生江長者世常」、正徳2年(1712)『帰雁記』に「伊良縁の世恒の長者」として見えるようであり、生江氏が平安期も越前国に根強く続いてきた可能性もある。
- 36) 生江五百守は、天平宝字2年(758)「坤宮下官葛木戸主状」(『大日本古文書』14 - 63頁、正倉院文書続々修44帙6裏)に見える。生江秋麻呂は、宝亀年間に東大寺奉写一切経所における写経活動が確認される(正倉院文書)。生江村麻呂は、宝亀5年(774)11月2日「生江村麻呂手実」(『大日本古文書』23 - 23頁、正倉院文書続々修32帙2)に見える。
- 37) 佐伯前掲注31) 論稿。ただし、「的江里」については「□(虫+句)江里」の誤りである(小口雅史「律令制下の越前」(福井市『福井市史 通史編1 古代・中世』1997年、第二章第一節)、162頁)。
- 38) 館野和己・櫛木謙周「若越の里(郷)」(福井県『福井県史 通史編1 原始・古代』1993年、第四章第一節二)、小口前掲注37) 論稿、坂本太郎・平野邦雄監修前掲注32) 書)。
- 39) 青木豊昭「古代北陸きっての豪族生江氏の実像」(同『越前若狭 地域史の謎に挑む』2006年、初出1999年)。
- 40) 福井県教育庁文化課『福井県文化財調査概要 足羽郡足羽町篠尾廃寺調査概要』(福井県教育委員会、1972年)。
- 41) 青木前掲注39) 論文。
- 42) 森前掲注2) 論文、239頁。
- 43) 森前掲注26) 論稿、106～108頁。
- 44) 角鹿尚計「生江臣東人と阿須波臣東麻呂一奈良時代における越前国足羽郡在地氏族の盛衰と祭祀一」(同前掲注35) 書、初出2001年)。
- 45) 『続日本紀』神護景雲2年(768)7月壬午条。
- 46) 『続日本紀』神護景雲元年(767)12月壬午条。
- 47) 『続日本紀』天平神護2年(766)12月庚寅条、神護景雲2年(768)5月丙午条。
- 48) 『続日本紀』天平勝宝元年(749)5月戊寅条。
- 49) 『日本書紀』継体元年2月癸酉条、尾張連草香の娘・日子媛が継体天皇の最初の妃となった。
- 50) 『続日本紀』神護景雲元年(767)5月戊辰条。
- 51) 福岡猛志「郡司の動向」(新修名古屋市史編集委員会編『新修名古屋市史 第一巻』名古屋市、1997年、第六章第六節)、644頁。
- 52) 梅村喬「古代瀬戸の形成」(瀬戸市史編集委員会編『瀬戸市史 通史編 上』愛知県瀬戸市、2007年、原始・古代編第二章第一節)、52頁。
- 53) 川井啓介・遠藤才文「律令制と長久手の古代びと」(長久手町史編さん委員会編『長久手町史 本文編』長久手町、2003年、第一編第二章第三節)。
- 54) 岩宮隆司「倭王権の三河への進出過程一大型古墳の分布と倭直系一族の盛衰を中心に一」(柴原永遠男編『日本古代の王権と社会』塙書房、2010年)。
- 55) 福岡猛志・平野岳美「国造制下の尾張・三河」(愛知県史編さん委員会編『愛知県史 通史編1 原始・古代』愛知県、2016年、第五章第一節)。
- 56) 横山古墳群(福井県あわら市・坂井市)の中川地区出土円筒埴輪には、底部の作成技法に尾張地域の影響が見られ、継体妃・日子媛との関連なども想定されている(白崎昭一郎『越前若狭の古代史』(福井県郷土誌懇談会、1980年))。
- 57) 『続日本紀』宝亀2年(771)8月癸酉条。さらに、延暦2年(783)2月壬子条では従五位上へ昇叙している。
- 58) 『続日本紀』宝亀5年(774)7月己亥条。さらに、宝亀8年(777)正月癸亥条では入内している。
- 59) 角鹿尚計「足羽神社と阿須波神」(同前掲注35) 書、初出1996年)。
- 60) 『万葉集』巻20 - 4350番歌「庭中の阿須波の神に 小柴さし 我れは斎はむ 帰り来までに」とあり、益田勝実氏は、菅江真澄『かすむこまがた』天明8年(1788)正月20日条より、庭中にまぶし状の神の小祠を作る行為を「小柴さし」と表現することを推測している(同「庭中の阿須波の神に木柴さし」(『日本文学』17-9、1968年))。
- 61) 市村宏「庭中の阿須波の神」(『次元』15-6、1969年)、上田正昭「大年神の系譜」(同『古代伝承史の研究』塙書房、1991年、初出1980年)、志水義夫「大年神系譜の考察」(同『古事記生成の研究』おうふう、2004年、初出1997年)。
- 62) 釘谷紀「古代の遺構と遺物一奈良時代一」(福井県教育庁埋蔵文化財調査センター『福井県埋蔵文化財調査報告 第102集 福井城跡一福井駅西口地下駐車場整備事業に伴う発掘調査一』2008年、第V章)、引用は273頁、御嶽貞義「総括」310頁。
- 63) 釘谷紀「古代足羽郡における本遺跡の位置づけ」(福井県教育庁埋蔵文化財調査センター前掲注62) 報告書、第VII章総括)、引用はいずれも332頁。
- 64) 釘谷紀「古代の遺構と遺物」(福井県教育庁埋蔵文化財調査センター『福井県埋蔵文化財調査報告 第109集 福井城跡一北陸新幹線福井駅建設事業に伴う発掘調査一』2009年、第5章)、引用は238頁。
- 65) 原秀三郎「律令国家と地方豪族」(同『日本古代国家史研究一 大化改新論批判一』東京大学出版会、1980年、初出1976年、原題「郡司と地方豪族」)。
- 66) 釘谷紀「古代足羽郡の実相」(福井県教育庁埋蔵文化財調査センター前掲注64) 報告書、第7章第2節)。
- 67) 館野和己氏は、同「久米田橋と古代越前」(同『日本古代の交

通と社会』塙書房、1998年、初出1995年）のなかで、福井平野西寄りの北陸道駅路とは異なり、九頭竜川沿いの久米田橋へ至る、福井平野東寄りの山麓沿いのルートについて、式内社や有力な古墳が連続して位置することから、古代におけるその重要性を指摘している。足羽郡域東部の篠尾廃寺はまさしくこのルート上に立地している（図1参照）。

- 68) 山口昭彦「越前国足羽郡古代人名表」（平安博物館考古学第三研究室 河西宏幸編『福井市宿布古墳群』福井県教育委員会・財団法人古代学協会、1985年）。
- 69) 文献史学を中心とする立場からは、藺田香融「律令国郡政治の成立過程—国衙と土豪との政治関係—」（同『日本古代財政史の研究』塙書房、1981年、初出1971年）、吉田晶「評制の成立過程」（同『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、1973年）、鎌田元一「評の成立と国造」（同『律令公民制の研究』塙書房、2001年、初出1977年）、大町健「律令制的国郡制の特質とその成立」（同『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房、1986年、初出1979年）など。考古学を中心とする立場からは、白石太郎「常陸の後期・終末期古墳と風土記建評記事」（『国立歴史民俗博物館研究報告』35、1991年）、山中敏史「評制の成立過程と領域区分—評衙の構造と評支配域に関する試論—」（東野治之ほか著『考古学の学際的研究—濱田青陵賞受賞者記念論文集I—』岸和田市・岸和田市教育委員会、2001年）など。歴史地理学を中心とする立場からは、服部昌之「郡の成立過程」（『人文地理』10—1、1958年）、門井直哉「評領域の成立基盤と編成過程」（『人文地理』50—1、1998年）など。
- 70) 出浦崇「評（郡）衙の成立過程と仏教—上野国東部地域の調査事例から—」（須田勉編『日本古代考古学論集』同成社、2016年）。
- 71) 『日本書紀』安閑2年5月甲寅条。
- 72) 若狭徹「立評をめぐる地方氏族の政治行動—群馬県における後期古墳の動態と上野三碑の建碑から—」（『駿台史学』165、2019年）。
- 73) 須永忍氏より示教を得た。
- 74) 相澤央「柏崎市箕輪遺跡出土木簡の「駅家村」と交通」（同前掲注23）書、初出2004年）。
- 75) 片桐廣美「越後国三宅神社の成立」（成城大学民俗学研究所共同研究「日本古代の支配制度と地域社会」（研究代表者：鈴木正信氏）研究報告会、2024年10月19日）より示教を得た。
- 76) 今津勝紀「古代における国郡領域編成の一考察—備前・美作の事例—」（吉川真司・倉本一宏編『日本的時空観の形成』思文閣出版、2017年）。
- 77) 渡邊誠「古代山城と南海道の国府」（木簡学会特別研究集会公開シンポジウム『四国からみた古代国家の成り立ち』レジュメ、2023年）、15頁。
- 78) 梅村前掲注52）論稿、43頁。

（付記）なお、本稿は、第7回古代地域社会史研究会（神戸大学、2023年12月16日）における口頭報告「郡的世界」と豪族居宅」、および成城大学民俗学研究所共同研究「日本古代の支配制度と地域社会」（研究代表者：鈴木正信氏）研究報告会（成城大学、2024年6月15日）における口頭報告「古代越前国足羽郡の「郡的世界」」にもとづく。会場にて貴重な意見を賜った諸氏に改めて感謝申し上げるとともに、それらを十分に反映させることができなかったことをお詫び申し上げます。また、英文要旨はJeff Moore氏にご確認いただき、作図は木村あや氏による。記して感謝申し上げます。

(Received September 1, 2024; accepted December 30, 2024)